

公益通報に関する規程

規程第33号

平成29年5月31日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 公益通報処理体制（第3条―第15条）
 - 第3章 公益通報者の保護等（第16条―第20条）
 - 第4章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）における公益通報に関し、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び外国人技能実習機構業務方法書第27条に基づき、公益通報処理体制、公益通報者の保護その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- （1）役職員等 役員、職員（契約職員及び派遣職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）及び機構の業務を行う者であつて役員及び職員以外の者をいう。
- （2）内部通報 役職員等が、役職員等に係る法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれのある旨を機構に通報することをいう。
- （3）外部通報 役職員等以外の者が、役職員等に係る法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれがある旨を機構に通報することをいう。
- （4）公益通報 内部通報及び外部通報をいう。
- （5）法令違反行為等 次のいずれかの行為をいう。
 - イ 法令及び規程、要領等に違反する行為
 - ロ 個人の生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、機構の業務運営を害する行為
- （6）部等 組織規程（規程第2号）第7条の規定により本部に置く監査室

及び第8条の規定により本部に置く部をいう。

- (7) 地方事務所等 組織規程第26条の規定により置く地方事務所及び第27条の規定により地方事務所に置く支所をいう。

第2章 公益通報処理体制

(公益通報統括責任者)

第3条 公益通報統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、総務担当理事とする。

- 2 統括責任者は、公益通報に関する業務の実施についての責任を負う。

(通報相談窓口)

第4条 総務部総務課に、内部通報及び内部通報に関する相談を受け付けるための窓口（以下「内部通報相談窓口」という。）を設置する。

- 2 総務部総務課に、外部通報及び外部通報に関する相談を受け付ける窓口（以下「外部通報相談窓口」という。）を設置する。

(公益通報等の方法等)

第5条 役職員等及び役職員等以外の者が前条の内部通報相談窓口及び外部通報窓口（以下「通報相談窓口」という。）に対し公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を行うときは、電子メール又は郵送により行うものとする。

- 2 役職員等が内部通報を行うに当たっては、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにするとともに、客観的な事実とこれに基づく推測とを区別して行うものとする。

(1) 役職員等の氏名及び連絡先

(2) 通報しようとする事実の概要並びに当該事実を知った日及び経緯

(3) 通報しようとする事実に係る行為の区分（第2条第5号イからハまでに掲げる区分をいう。）

(4) 通報しようとする事実を裏付ける証拠の有無及び証拠がある場合にはその内容

- 3 役職員等は、通報しようとする事実に係る行為が法令違反行為等に該当するか否かについて疑義がある場合には、あらかじめ、通報相談窓口にご相談するものとする。

4 通報相談窓口の職員（以下「窓口職員」という。）は、公益通報があったときは、第2項各号に掲げる事項を確認の上、受け付けなければならない

い。ただし、当該公益通報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 内容が著しく不分明な通報である場合
 - (2) 内容が虚偽であることが明らかな通報である場合
 - (3) 既に公益通報に係る事実関係の調査を実施し、又は当該調査の結果に基づき是正措置等（第12条第1項に規定する是正措置等をいう。）を講じていることにより調査を実施する必要がないと認められる通報である場合
- 5 窓口職員は、公益通報者を特定することができない場合を除き、公益通報が届いた旨を速やかに公益通報者（公益通報を行った役職員等又は役職員等以外の者をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。
- 6 窓口職員は、通報相談窓口に対する苦情、指摘、要望その他の公益通報に当たらない行為があったときは、当該行為をした者に対し、当該行為が公益通報に当たらないことを説明するとともに、必要に応じ、関係する部等及び地方事務所等への情報提供又は取り次ぎその他の措置を講ずるものとする。
- 7 窓口職員以外の役職員等は、通報相談窓口あての公益通報等を受けたときは、速やかに窓口職員に連絡し、又は公益通報者等（公益通報者並びに公益通報に関する相談を行った役職員等及び役職員等以外の者をいう。以下同じ。）に対して、あらためて通報相談窓口に公益通報等を行うよう助言する等適切に対応するよう努めなければならない。

（通報処理体制等の周知）

第6条 統括責任者は、統括責任者、通報相談窓口、公益通報等の方法その他公益通報等に関し必要な事項を、役職員等及び役職員等以外の者に周知しなければならない。

（公益通報の報告）

第7条 通報相談窓口は、第5条第4項の規定により公益通報を受け付けたときは、直ちに統括責任者（第15条第2項の場合にあっては、理事長）及び監事にその内容を報告するものとする。

（公益通報に係る調査の要否の検討）

第8条 統括責任者は、前条の規定により公益通報の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

- 2 統括責任者は、前項の検討又は次条の規定による事実関係の調査に際して、必要と認める場合は、公益通報者に対し法令違反行為等を裏付ける証拠の提供等を要請することができる。
- 3 統括責任者は、第1項の検討の結果を、理事長に報告するとともに、公益通報者を特定することができない場合を除き、公益通報があった日から起算して20日以内に、公益通報者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により公益通報者に対して検討の結果を通知する場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付すものとする。

(事実関係の調査の実施)

- 第9条 統括責任者は、前条第1項の検討の結果、必要と認める場合は、調査の対象となる役職員等（以下「調査対象者」という。）に対して関係資料の提出、事実の証明、事実関係の報告等を求めること、これらの者から意見を聴取することその他の公益通報に係る事実関係の調査を行うことができる。
- 2 統括責任者は、前項の事実関係の調査を指名する職員に行わせることができる。
 - 3 統括責任者は、第1項の調査に際して、必要と認める場合は、調査委員会を設置することができる。
 - 4 前項の調査委員会に関し必要な事項は別に定める。
 - 5 統括責任者は、通報された事案に係る事実関係の調査の実施について、他の規程、要領等に別段の定めがあるときは、必要に応じ、当該他の規程、要領等の規定に基づき事案の処理を行うこととされている者と連携して実施するものとする。

(協力義務)

- 第10条 役職員等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(調査結果の報告及び通知)

- 第11条 統括責任者は、公益通報に係る事実関係の調査を終えたときは、当該調査の結果を理事長に報告するとともに、公益通報者を特定することができない場合を除き、公益通報者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により公益通報者に対して調査の結果を通知する場合において、次条第1項に規定する是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正措置等)

第12条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果、法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれのあることを確認したときは、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部等及び地方事務所等の長に対し是正措置等を講じるよう命じなければならない。

2 部等及び地方事務所等の長は、前項の規定による是正措置等を講じたときは、遅滞なく是正措置等の内容及び是正結果を理事長に報告するものとする。

3 統括責任者は、理事長が、第1項の規定による是正措置等を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、是正措置等の内容及び是正結果を公益通報者に通知するとともに、必要に応じ、調査の結果並びに是正措置等の内容及び是正結果を関係行政機関に報告するものとする。

(関与職員の処分)

第13条 理事長は、公益通報に係る事実関係の調査の結果に基づき、法令違反行為等が生じ、又は生じるおそれがあることを確認したときは、当該法令違反行為等に関与した職員に対し、職員就業規程（規程第10号）第51条第1項の規定による懲戒又は第53条の規定による矯正措置を行うことができる。

2 理事長は、公益通報者が、確認した法令違反行為等に関与している職員であるときは、当該公益通報者に対する懲戒処分を減免することができる。

(公益通報者への配慮等)

第14条 統括責任者及び窓口職員は、この規程に基づき公益通報者への通知、公益通報に係る事実関係の調査又は関係行政機関への報告を行うときは、公益通報者が特定されないようにするとともに、公益通報者、公益通報に係る被通報者（法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。）及び当該調査に協力した者の秘密、信用、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、十分配慮しなければならない。

(法令違反行為等関係者の除外)

第15条 この規程により公益通報の処理に携わる職員が、公益通報の対象となり、又は対象となることが見込まれる場合は、当該職員は、当該処理

- に携わり、又は調査委員会の構成員となることができない。
- 2 統括責任者が、公益通報の対象となり、又は対象となることを見込まれる場合は、この規程に定める統括責任者の職務は、理事長が指名する者が、統括責任者に代わって行うものとする。
 - 3 理事長が、公益通報の対象となり、又は対象となることを見込まれる場合は、この規程に定める理事長の職務は、あらかじめ理事長が指名する者が、理事長に代わって行うものとする。

第3章 公益通報者の保護等

(解雇及び不利益取扱いの禁止)

第16条 役職員等は、公益通報等をしたことを理由として、公益通報者等について解雇（労働者派遣契約、請負契約その他の契約に基づき機構の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除及び当該従事する者の交代の要求）、降格、減給、嫌がらせその他いかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

(不正目的の通報の禁止)

第17条 役職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行つてはならない。

(秘密の保持)

第18条 理事長、統括責任者、部等及び地方事務所等の長、窓口職員、調査対象者その他公益通報等に関わつた者は、公益通報等の内容又は事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(禁止行為違反に対する処分)

第19条 理事長は、前3条の規定に反して公益通報者等に対する解雇その他不利益な取扱い、不正の目的の通報又は知り得た秘密の漏洩等をした職員に対し、職員就業規程第51条第1項の規定による懲戒又は第53条の規定による矯正措置を行うことができる。

(通報関連文書の管理)

第20条 公益通報の処理に係る記録及び関係資料については、文書管理規程（規程第3号）及び保有個人情報管理規程（規程第27号）その他これ

に準ずる規程等に基づき、適切な方法で管理しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月31日から施行する。